

公立大学法人島根県立大学と中村ブレイス株式会社との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、公立大学法人島根県立大学（以下「甲」という。）と中村ブレイス株式会社（以下「乙」という。）が包括的な連携のもと、教育、研究、地域貢献、産学連携、国際交流、学生及び教職員の交流において相互に協力し、地域社会と国際社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 世界遺産「石見銀山」を拠点とした教育・研究活動の実施に関すること
- (2) 甲乙双方が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(協議)

第3条 本協定の実施に関し、連携協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。また、本協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和元年9月5日

甲 公立大学法人島根県立大学

理事長

清原正義

乙 中村ブレイス株式会社

代表取締役会長

中村俊郎